主 文原判決を破棄する。 被告人は無罪。

理由

本件控訴の趣意は、本判決書末尾添附弁護人坪野米男作成の控訴趣意書記載のと おりである。

よつて案るずに、公職選挙法第百三十八条第一項にいわゆる戸別訪問となるとと、選挙に関し投票を得若しくは得しめない目的をもつてもちるとと名をもるから、直接被訪問者の投票を依頼する意思を有すると同時に被訪問者の投票を依頼を有するとので表して、選挙に関しためで〈/ 安旨〉をは、著述の投票を得しても、とき、では、 一次 は は で まい と が な が は 前間者の 投票 を 保補 者 の 投票 に 関し に い わ ゆる 戸 り も と よ に 関し に い わ ゆる に が な い れ は 他 の で あ る か ら ら に 過ぎない と も は に は 下 か ら で あ る で あ る と は 言 え な い か ら 、 な れ は 他 の 選挙 人 に 対 ま の で あ る に か ら と は 言 え な い れ は 他 の 選挙 人 に 対 ま の で あ る に は ま い の で あ る に い か ら 、 本 条 に い わ ら に は 該 当 し な い の で あ る に は 該 当 し な い の で あ る に は 該 当 し な い の で あ る に は 該 当 し な い の で あ る に は 該 当 し な い の で あ る に い か ら に は ま い の で あ る に は 該 当 し な い の で あ る に い か ら に い か ら に は ま い の で あ る に い か ら に り け い わ ら に い か ら に い か ら に り れ は に は 該 当 し な い の で あ る に い か ら に り れ は に は 該 当 し な い の で あ る に い か ら い か ら い

被告人は昭和二十九年四月十六日施行された京都府知 原判決が認定した事実は、 事選挙に際し、候補者Aに投票を得しめる目的をもつて、同年四月四日頃、選挙人なる京都市a区b町c番地B方、同市同区d町e番地C方各居宅をそれぞれ訪れ、 以て戸別訪問したものである、というのであつて、原判決は、その証拠として、原 審公判廷における被告人の供述並びに原審証人B、同Cの各供述、押収にかかるA 候補者の推薦通常葉書三通の存在を掲げ、その末尾に判決理由の説明として、被告 人が、前記B、C両名方を訪れたのは、A候補の推薦葉書に宛名を書いてもらう目 的であつたことを肯定しながら、「この行為に直接明らかに投票を依頼したものと は謂えないが、かかる周旋行為はいうまでもなく同候補者を当選させるにつき間接に必要かつ有利な行為であつて、かかる依頼を受けたものは該候補者を投票するであろうことは人情の自然であり、殊にC証人の証言によると、被告人が同人方を訪 れた際被告人はCに対しA候補の人物政策がよいからぜひ協力してほしい意味のこ とを言い従つて同人は暗に投票の意味をもあると思うた旨当時の実感を卒直に供述 しているところからして、仮に右両名において固よりA候補に投票する底意があつ たとしても、なお被告人はこの人情の機微を捉えて同候補者に投票を得しめる目的 をもつて旁同人宅を訪問したと認めることは社会通念上決して失当な見解ではないと考え、戸別訪問罪として処断したわけである」と説示している。右判決の判示事実では、被告人がB方及びC方を訪問した目的について、「候補者Aに投票を得し める目的」と記載し、具体的に判示していないけれども、その説示と対照すれば、 被訪問者に対してA候補の推薦葉書に宛名を書いてもらうことを依頼する目的のほ かに、同候補者に投票を依頼する目的をもかねて訪問したものと認定し、戸別訪問

よつて、刑事訴訟法第三百九十七条、第三百八十二条に従い原判決を破棄し、同 法第四百条但し書によつて更に判決をする。 本件公訴事実は、被告人は、昭和二十九年四月十六日施行の京都府知事選挙に際

本件公訴事実は、被告人は、昭和二十九年四月十六日施行の京都府知事選挙に際し候補者Aに投票を得しめる目的をもつて、同年四月四日頃、選挙人である京都市a区b町c番地、B、同区d町e番地、C方居宅をそれぞれ訪問したものである、というのであるが、犯罪の証明がないから、刑事訴訟法第四百四条、第三百三十六条により無罪の言渡をする。

(裁判長判事 松本圭三 判事 山崎薫 判事 西尾貢一)